

平成 23 年第 2 回定例会 企画建設委員会（平成 23 年 6 月 29 日）

【企画部関係：質問項目】

1. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）

【質問本文】

1. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）

■ 質問（しもづる）

先ほど二牟礼委員からもありましたが、確認のために伺います。

陳情の第二点目、県要綱第九条に定められた非協力者に対する措置条項の実施について伺います。

状況説明の資料におきましては、要綱第九条は、「知事は、この要綱の規定に違反して開発行為を行った者又は開発協定を履行しない者のうち必要と認める者に対して、公表等の措置をとる」と規定していると書いてありますが、まず、確認のために伺いたいのですが、この要綱の規定に違反して開発行為を行った者又は開発協定を履行しない者について、この規定に当該開発者が当たるかどうかの判断はどなたがされるのでしょうか。それについてお答えください。

□ 答弁（地域政策課長）

要綱第九条のこの要綱の規定に違反した開発行為ということでございますと、例えば土地利用承認を受けないというような事例等は当然県のほうで判断いたしますし、それから、開発協定のほうにつきましては、これは開発協定を結んでいらっしゃる当事者のほうで協定を履行しないというようなはっきりとした判断が前提の上で、その上で必要と認める者ということになりますと、その当事者の開発協定を履行しないという判断の前提での必要と認める者ということについては、県のほうでも判断すると。

■ 質問（しもづる）

再度確認させてください。この、特に、開発協定を履行しない者の認定について、これは県で当該開発事業者が開発協定を履行していない者という要件を認定するのかどうかについて確認させてください。

□ 答弁（地域政策課長）

開発協定は、良好な地域環境の確保とか地域住民の福祉の増進に寄与するために締結するということで、地域住民の代表である市町村長と土地利用承認を受けた者が締結することになっております。

ということで、開発協定を履行しないというその事態の認定というのは、その協定の当事者が認定するということになります。

■ 質問（しもづる）

今、お答えありましたけれども、この要綱を読む限りでは、「知事は、この要綱の規定に違反した開発行為を行った者又は開発協定を履行しない者のうち必要と認める者に対し、公表等の措置をとるものと

する」と書いてありますので、普通に読む限りでは、「知事は、開発協定を履行しない者のうち必要と認める者に対し、公表等の措置をとるものとする」と読めると思うのですが、今のお答えでは、この開発協定を履行しない者という要件を認定するのは、あくまで開発協定の相手方、当事者であるというふうなお答えですが、それでは、ここに、知事は、と書いてある規定との整合性というのはどうなるのか、お考えをお聞かせください。

□ 答弁（地域政策課長）

第九条で、知事は、ということで、これは、要綱の規定に違反して開発行為を行った者、それから、締結した開発協定を履行しない者のうち必要と認める者に対し、ということで、まず、開発協定の当事者である当事者が開発協定を履行しないと、その場合にこの県の要綱に基づいて、例えば氏名とかそういう不履行の概要の公表を求める。それに対して必要と認める者に対しては、そういうような措置をとるという条文でございます。

■ 質問（しもづる）

もっと具体的に伺います。

開発協定を履行しない者という要件に当たるかどうか。当該開発が当たるかどうかという認定において、もちろん開発協定の当事者である方々の判断も参考になるでしょうけれども、県としての判断が入るかどうか。そこに県として、当該事業者が開発協定を履行しない者であるかどうかという県としての判断がそこに入るかどうかということについて明確にお答えください。

□ 答弁（地域政策課長）

開発協定は、当事者である市町村長と開発事業者、土地利用承認を受けた者の間で締結したものでございまして、開発協定を履行しない者との認定は当事者のほうで認定されるというふうに考えます。

■ 質問（しもづる）

じゃ、今のお答えを踏まえるならば、この開発協定を履行しない者に当たるかどうかという判断は、県としての独自の判断は全く介在せず、市町村の判断を一〇〇%尊重するというお答えに聞こえるんですが、その確認だけとらせてください。その把握でよろしいでしょうか。

□ 答弁（地域政策課長）

その締結した開発協定を履行しないということに対しての当事者の判断、それを前提としまして、県のほうに九条に基づいて氏名とか開発協定の不履行の状況の概要の公表を求めるということになりますと、氏名とかこの必要と認める者ということを判断する場合に当然両者というか、当事者の方のお考えをお伺いするということになると思います。

■ 質問（しもづる）

もちろん当該開発協定の一方当事者であるところの市町村の考えを伺うというのは当然だと思いますが、県として、その開発協定を履行しない者に当たるかどうかという判断は、必ず県としてやるべきだ

と思いますし、また、それが介在しないのであれば、一つはこの対策要綱第九条を普通に読んだ解釈と明らかに整合性がとれないのではないかと。

そしてもう一点は、指導に対して全く、例えば指導に従わないときの制裁手段、担保する手段がないのであれば、果たしてその指導は実効性を持つのかどうか。その指導に対して実効性を持たせるためにこの第九条という規定があると思うのですが、今、お答えいただいた限りでは、県として、開発協定を履行しない者であるかどうかという判断は、県としては行わない、できないというふうに、市町村のほうが開発協定を履行していないかどうかという判断、それを一〇〇%尊重すると、そういうふうに聞こえてしまうのですけれども、最後、意見としてとどめますが、この九条の、「知事は、この要綱の規定に違反して開発行為を行った者又は開発協定を履行しない者のうち必要と認める者に対し、公表等の措置をとる」という規定に照らせば、あくまでももちろん市町村の判断を尊重するにせよ、県として、当該事業者が開発協定を履行しない者に当たるかどうか、県として判断を行うべきだと考えます。これは意見として申し述べますが、特に開発行為を途中で放置された場合に、住民の皆さんに対して防災上の危険というのも及ぶものもありますので、あくまで県として開発協定を履行しない者であるかどうかという判断をぜひ行っていただきたいと申し添えます。

以上です。

□ 答弁（地域政策課長）

締結した開発協定を履行しない者というのは、開発協定の当事者が、まず、判断するものでございませぬけれども、この判断をした場合に県に氏名とか、例えば開発行為の不履行の状況の概要の公表を求めると。その場合に、「うち必要と認める者に対し、」というところの「うち必要と認める」というところで、当然県として状況を把握して判断をするということになると思います。